

朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会調整会議設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会（以下「検討協議会」という。）の設置に関する覚書第8条の規定に基づき、設置検討協議会調整会議（以下「調整会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調整会議における所掌事務は、検討協議会に付すべき事項を協議し、又は調整することとする。

(組織)

第3条 調整会議は、企画部門を所掌する部長及び課長並びに環境部門を所掌する部長及び課長をもって構成する。

(議長及び副議長)

第4条 調整会議に議長及び副議長を置き、議長は志木市の企画部門を所掌する部長を、副議長は朝霞市の企画部門を所掌する部長をもってこれに充てる。

2 議長は、会務を掌理し、調整会議を代表する。

3 副議長は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 調整会議において、必要があると認める場合には、関係職員を出席させることができる。

(代理出席)

第6条 構成員は、やむを得ない事情により調整会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、朝霞地区4市の職員が相互に協力して処理する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。